

# 伊勢崎市立三郷小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日策定

本方針は、人権尊重の理念に基づき、伊勢崎市立三郷小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## いじめの定義

文部科学省の定義(平成18年度)

※平成24年度調査より破線部を追記。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。」

## いじめ対策推進法の規定

- 児童生徒同士間が一定の人間関係をもっていること
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が存在すること
- 心身に苦痛を感じていること

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りをする。
- (2) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、日常的なふれ合いを通して児童への関わりを深めたり、相談やアンケート等も活用したりしながら児童の生活状況の把握に努める。また、児童の小さな変化を見逃さないために保護者等との連携に努める。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、必要に応じて関係機関や専門家と協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携、協力して、事後指導に当たる。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年代表、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学習生活相談員等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（**いじめ防止対策委員会**）を設置する。必要に応じて、関係機関との連携を図りながら対応策を委員会で検討する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について (別表)

## 4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく、市教育委員会、所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、市教育委員会、児童相談所等と連携して対応する。

## 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、子どもに対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促すことが前提である。

## 7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校評議員会等に報告し、参考意見等から取組の改善を積極的に図る。